

10 インクルーシブ教育の推進

☆共生社会とは

全ての人が相互に、人格と個性を尊重し合い、支え合い、生き生きと生活できる社会です。

これからの中では、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の共生社会の実現が求められています。神奈川県では、「全員参加型の教育制度」をさらに充実させ、共に学び育つことを推進し、すべての学校が「インクルーシブな学校」になることをめざしています。

インクルーシブ教育実践推進校

☆通級による指導

神奈川県では、高等学校及び中等教育学校の後期課程に通学する生徒の多様なニーズに対応するため、発達障害等のある生徒が、大部分の授業を通常の学級で受けながら、必要に応じて別の教室で障がいに応じた特別の指導（自立活動）を受ける「通級による指導」を取り組んでいます。

通級指導導入校

- ・保土ヶ谷高等学校
- ・生田東高等学校
- ・綾瀬西高等学校
- ・高浜高等学校
- ・横浜修悠館高等学校
(他校通級を含む)

インクルーシブ教育の推進は、県立高校改革実施計画の重点目標にもなっており、全ての県立高校でインクルーシブ教育が推進されています。そのうち18校が「インクルーシブ教育実践推進校」に指定されており、共生社会の実現をめざし、知的障害のある生徒が高校教育を受ける機会を広げながら、全ての生徒が共に学び相互に理解を深める教育に取り組んでいます。

合理的配慮

学校における合理的配慮は、障がいのある生徒が「教育を受ける権利」を享有・行使できるようにするために、過度な負担とならない範囲で対応することです。配慮する内容は、本人・保護者と合意形成を図った上で決定します。

例えば、移動に制限がある生徒に対し、保護者との丁寧な協議を経て、その生徒の移動の介助をする、廊下に障壁となるものを置かない等の配慮を行ったとします。これらは、保護者との合意形成を図り実施した「過度な負担とならない範囲での対応」、すなわち合理的配慮であるといえるでしょう。

個別支援が
必要な生徒
への対応を
考えよう

「個別の支援（合理的配慮）」とともに、基礎的環境整備の充実を！

各学校の様々な教育資源を活用した支援体制や、教育環境等の基礎的環境整備の充実等が重要になります。教員間の意識の向上や情報の共有が大切です。

- ・校内委員会や教育相談コーディネーターによるチーム体制の整備・充実
- ・情報保障として、拡大教科書や音声教材等の教材及び支援機器の整備・充実
- ・支援シートや個別の指導計画の作成・活用による指導
- ・個に応じた指導や学びの場の設定等による指導
- ・柔軟な教育課程の編成 など

合理的配慮の提供

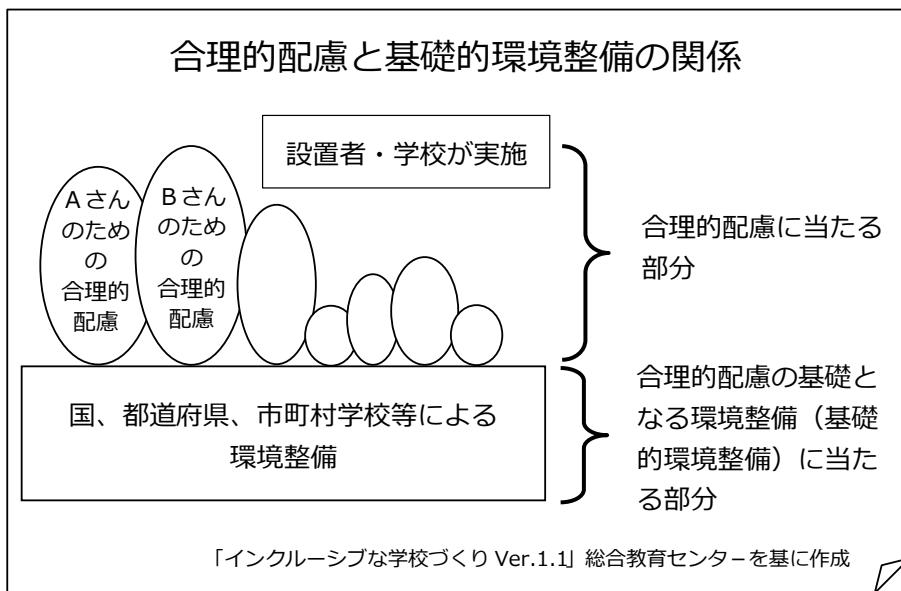
平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、公立学校では合理的配慮の提供が義務付けられました。

合理的配慮は、障がいのある生徒の能力を最大限に伸長させるとともに、障がいのない生徒と共に学ぶことができるようになるために必要な支援です。その内容は、それぞれの生徒によって異なります。

学校においては、本人や保護者からの申し出がなくても、適切な配慮を提案したり、そのための建設的な対話を働きかけたりするなど、自主的な取組が求められます。

基礎的環境整備

合理的配慮の基礎となるものです。障がいのある子どもに対する支援について、法令に基づき又は財政措置等により、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内で、それぞれ行う環境整備です。



☆インクルーシブ教育実践推進校

- ・城郷高等学校
- ・横浜南陵高等学校
- ・保土ヶ谷高等学校
- ・霧が丘高等学校
- ・白山高等学校
- ・上矢部高等学校
- ・川崎北高等学校
- ・菅高等学校
- ・橋本高等学校
- ・上鶴間高等学校
- ・津久井浜高等学校
- ・湘南台高等学校
- ・茅ヶ崎高等学校
- ・厚木西高等学校
- ・伊勢原高等学校
- ・足柄高等学校
- ・綾瀬高等学校
- ・二宮高等学校

インクルーシブ教育に関する資料

【総合教育センター】

- 「支援を必要とする児童・生徒の教育のために」
- 「インクルーシブな学校づくり」Ver.1.1、Ver.2.1、Ver.3.0

→「総合教育センター刊行物」のダウンロードは P122へ